

知財の困った! にお答えします (全12回)

～東京都知的財産総合センターの相談現場から～

『第7回 特許』 ～自分の特許を使っているのに侵害?～

【相談内容】

自分の特許を使って製造した製品を販売していたら「貴社製品は当社特許権を侵害するので、即刻販売を中止してください。」との警告状が送付されてきました。こんなことあるのですか。

【お答え】

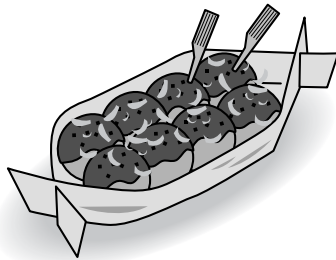
あり得ます。

特許権については色々な考え方がありますが、「自分だけが使える権利」(専有権)と考えるよりはむしろ「他人に使わせない権利」(排他権)と考えたほうが間違いないでしょう。つまり、自分の特許を使って製造した製品であっても、同時に他人(社)の特許も使っているとその特許権に基づいて「使うな」と言われる可能性があります。小麦粉とたこことを使って作るたこ焼きの特許を例に考えて見ましょう。

- 1. A社特許: 通常のたこ焼きに生クリームを加え口当たりを改良
- 2. B社特許*: 通常のたこ焼きにえびの粉を加え色合いと風味を改良
- A社製品: 通常のたこ焼きに生クリームとえびの粉とを加えて製造

※特許第2700393号

A社製品では生クリームを加えて製造していますので、A社特許を使っています。しかしえびの粉も加えていますのでB社特許も使っています。従って、B社特許の権利者はこの特許権に基づいて「使うな」と言う権利があります。もちろんえびが入っていない、あるいは入っていても粉末のえびでないとたこ焼きは問題ありません。この関係を図示すると右上のようになります。



	生クリーム入りたこ焼き	生クリーム・えびの粉入りたこ焼き	えびの粉入りたこ焼き
A社	○	×	×
B社	×	×	○

※○: 他社の許諾なしに製造・販売可
 ※×: 他社の許諾なしに製造・販売不可

このように自分の特許を使っているからといって安心はできません。それでは特許をとっても無駄ではないかと思うかも知れませんが決してそうではありません。

上記表からも分かる通り、B社も生クリーム入りたこ焼きは製造・販売できませんので、お互いの特許を「両方で使いあいましょう」と言う交渉の武器になるかも知れません。交渉が成立すれば、2社だけが「生クリームとえびの粉入りたこ焼き」の製造・販売が可能となります。

今回の相談のケースでは、警告状を送ってきた相手と交渉するか、相手の特許を使わない製品に変更するかどちらかを選ぶことになります。自分が特許を持っているからと安心せず、他社特許の調査を是非実行してください。

なお、特許に係わる具体的なご相談は、下記窓口へご連絡ください。

担当 知的財産活用推進員
 山田 健太郎



知財のよろず相談を専門家集団(相談員・弁理士・弁護士)がサポート!

中小企業の皆さまの知的財産に関するご相談は東京都知的財産総合センターまで。

問い合わせ先

無料・予約制 TEL03-3832-3656

公社トップページ → メニュー一覧 知的財産 → 東京都知的財産総合センター